

林野火災注意報・警報運用開始

1 運用の目的

本年2月岩手県大船渡市で発生した林野火災では、延焼範囲が約3,370haとなり、我が国の林野火災としては約60年ぶりとなる大規模な林野火災となりました。このことを踏まえ、林野火災注意報、林野火災警報の的確な発令によって、林野火災を予防するため長野市火災予防条例等を一部改正し、令和8年1月1日より運用を開始いたします。

2 林野火災注意報、林野火災警報発令基準等

注意報・警報	発令基準	火の使用制限 ※下記参照	対象区域
林野火災注意報	次のいずれかに該当する場合 ○合計降水量が前3日間1mm以下及び 前30日間30mm以下の場合 ○合計降水量が前3日間1mm以下 +乾燥注意報の発令	努力義務 (罰則なし)	市街地以外 の区域 ※下記 参照
林野火災警報	林野火災注意報の発令基準 + 強風注意報の発令	義務 (罰則あり)	

火の使用制限(長野市火災予防条例第29条)

- 1 山林、原野等において火入れをしないこと。
- 2 煙火を消費しないこと。
- 3 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- 4 屋外においては、引火性または爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- 5 残火(たばこの吸い殻を含む。)、取灰又は火の粉を始末すること。

※ 市街地以外の区域は、都市計画法第7条の市街化区域以外の区域

※ 対象期間は1月1日から5月31日までとなります。

3 広報等について

- ・林野火災注意報、警報発令時等には、防災行政無線、消防車両による発令等の広報を実施します。
- ・林野火災警報発令時等には、報道機関へ発令書等により通報いたします。

問合せ先:長野市消防局予防課(課長) 大平 光雄
(予防企画担当) 松井 国博
松澤 容佑
電話:026-227-8001 FAX:026-228-6772
E-mail:yobou@city.nagano.lg.jp